国内経済金融

地方創生「基本方針 2017」の主なポイント

木村 俊文

安倍政権の目玉政策として始まった地方創生は、2014~15年度の国および地方の「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」の策定を経て、16年度からは本格的な事業展開の段階に入っている。

こうしたなか、政府は17年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2017(以下、基本方針)」を閣議決定した。この基本方針は、国の総合戦略で掲げた基本目標とその達成に向けて作成された政策パッケージについて今後の対応方向を取りまとめたものであるが、地方創生の新展開に向けて新たな施策も加えられた。

以下では、今回の基本方針の概要を整理する。

遊休資産の活用と中核事業への投資

政府は基本方針の冒頭で、「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体に対して引き続き情報支援、人材支援、財政支援の「地方創生版・三本の矢」で支援するほか、総合戦略に基づく既存の取組みをさらに深化させるとともに、地方創生を加速化するための新たな施策を講じるとしている。

地方創生の新たな展開として、政府は

地方の「平均所得の向上」を目指した ローカル・アベノミクス(地方へのアベ ノミクスの浸透)の推進、 東京一極集 中の是正、 東京圏における医療・介護・ 少子化問題への対応の 3 つを掲げ、とく に を強調している(図表1)。

まず、ローカル・アベノミクスの推進では、地域の持続的な成長を実現する観点から、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくりへの取組みを深化させるとともに、空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用を推進する方針である。

このうち、遊休資産の活用は、地域の 魅力を引き出し、生産性向上や活性化を 図るというものである。その取組みの一 つである「商店街の空き店舗活用による 商業活性化」では、店舗兼用住宅に対す る優遇税制が空き店舗の活用が進まない 大きな理由となっていることから、固定 資産税の住宅用地特例の解除措置等に関 する仕組みを検討し、年内に結論を得る としている。

また、「遊休農地の活用」では、先の通 常国会で改正された農村地域工業等導入 促進法により、農泊(農山漁村への滞在

図表1 まち・ひと・しごと創生基本方針2017の主なポイント

四次によりしてしてに耐工金本力到2017の工なが121	
ローカル・アベノミクスの 推進	・地域資源を活用した「しごと」づくり ・空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用 ・地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
東京一極集中の是正	・地方創生に資する大学改革・地方創生インターンシップの推進・地方への企業の本社移転の促進・中央省庁のサテライトオフィスの検討

(資料)閣議決定資料を基に作成

型旅行)やサテライト オフィスなど地方創 生に資する関連産業 の導入を促進し、農村 地域における雇用と 所得の創出を推進す るとしている。なお、古民家等の空き家・空き店舗の再生に向けた投資促進のため、クラウドファンディングに対応できるよう3月には不動産特定共同事業法が改正された。

このほか、地域経済を牽引する中核事業に着目した取組みも推進する。同じく 先の通常国会で成立した地域未来投資促進法を活用し、地域における産業集積の 形成に向けて、今後3年間で観光や先端 ものづくり分野など成長が期待される分 野の地域中核企業2,000社程度を税制面 や財政支援などで集中的に支援する目標 を設定している。

大学改革と若者雇用

つぎに、東京一極集中の是正では、学生が過度に東京に集中している状況を踏まえ、かつ地方大学の活性化も考慮して、東京23区内で大学の定員増を原則として認めない方針を打ち出した。ただし、総定員の範囲内であれば、既存の学部の改廃により、新たな学部・学科の設置は認められるとしている。具体的な制度や仕組みについては「年内に成案を得る」としており、大学側の反発はあるものの、「本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う」と強い姿勢で規制する構えである。

また、東京圏の大学による地方へのサテライトキャンパスの設置や地方大学と東京圏の大学の単位互換制度などにより、学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みを構築する方針である。

さらに、若者の地方への定着を促進するため、UIJターン就職に向けた「地方創

生インターンシップ」の推進や地元企業 等への就業者向け奨学金返還支援制度の 全国展開を進めるほか、企業の地方拠点 強化策の検討、中央省庁のサテライトオ フィスの実証実験(17年度は内閣府など 6府省が実施予定)を行うとしている。

なお、15 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、17 年度も 1 兆円の予算規模で継続されているが、少なくとも総合戦略の期間である 19 年度までは同額を維持する方針を示している。ただし、16 年度に創設された地方創生推進交付金(現状 1,000 億円)については、今後の予算規模は明示されておらず、予算執行状況等を勘案しながら秋以降の予算編成で審議されるとみられる。

国主導の規制強化となるのか

今回示された基本方針では、商店街の空き店舗への優遇税制見直し、および東京都心の大学の定員増抑制といった国による規制強化策が今後どのように実行されるのかが焦点となっている。

背景には、全国的に空き店舗の活用が進まず地域の「稼ぐ力」の向上につながっていないこと、東京一極集中に歯止めがかかっていないことがある。こうした政策課題に対しては、市場原理だけでは解決できず、国の積極的な対応が求められているともいえる。

とはいえ、地域特性を考慮しない「全国一律」の手法や「短期的」な成果を求める施策は、自治体の「自立性」や「自主性」を阻害することにつながる可能性がある。国主導の強硬な規制強化となるのか、有識者会議等での議論の行方が注目される。